

健康診断の結果を活用していますか

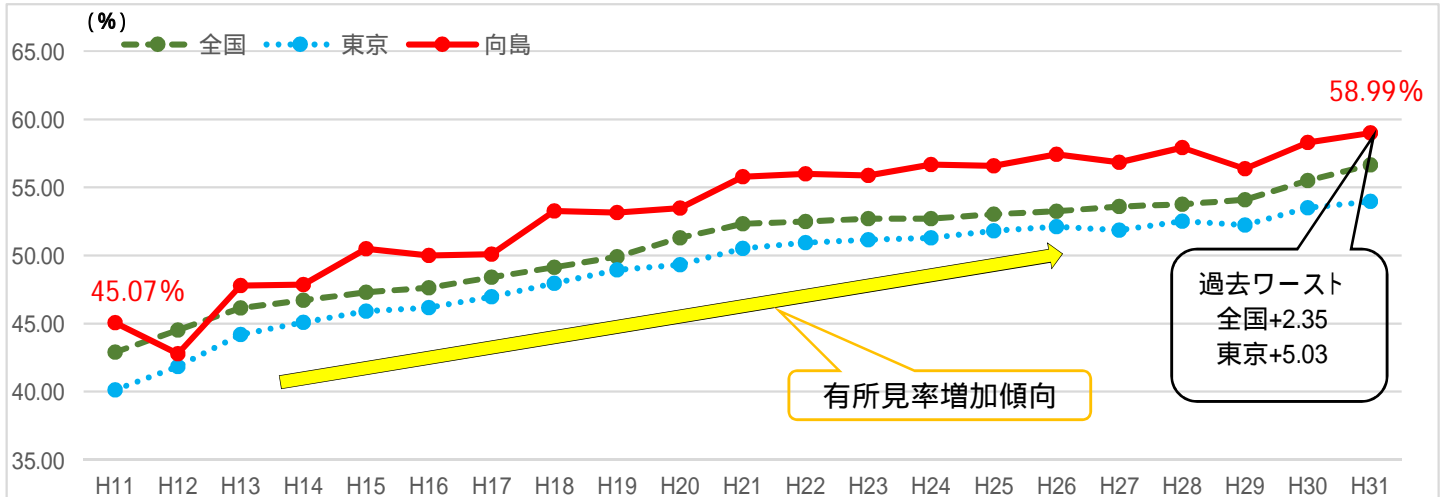
～ 健診結果に基づく措置について～



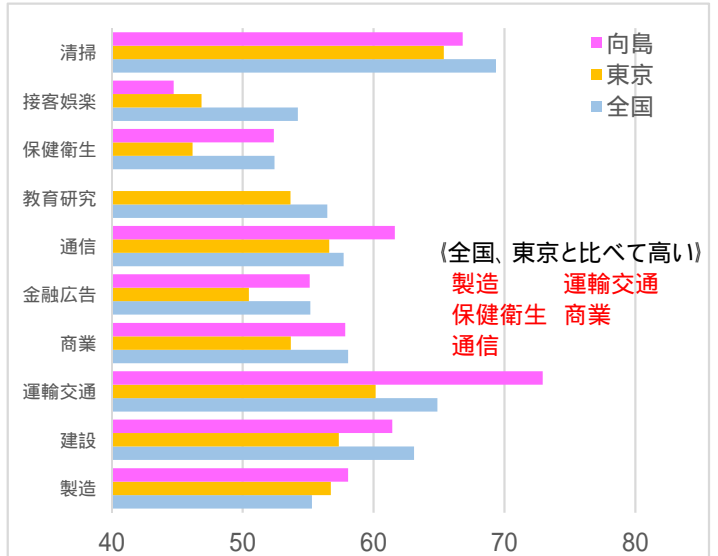
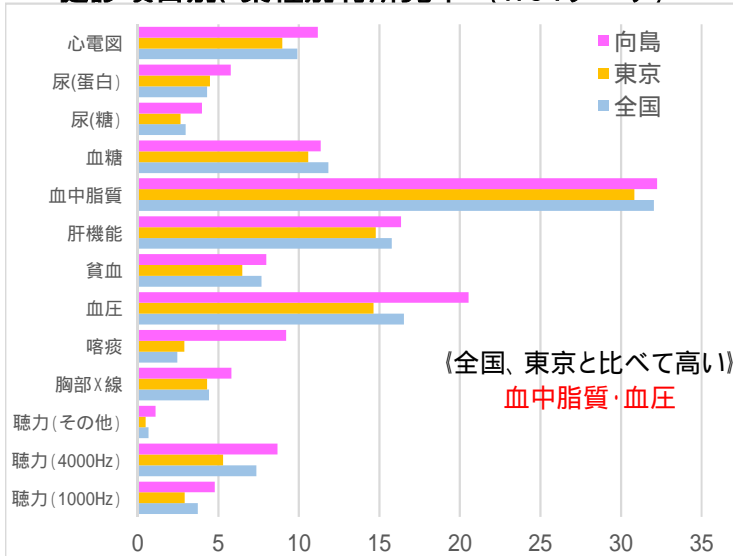
第13次労働災害防止計画（3年度）
推進中

健康診断の状況

有所見率は年々増加傾向にあり、H31は過去最も高い有所見率

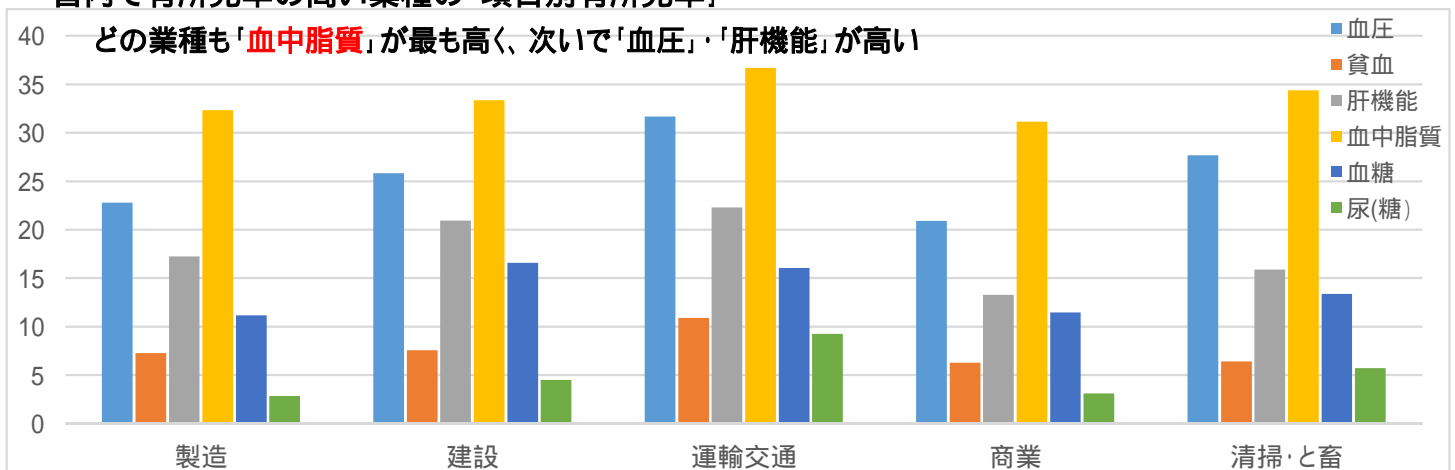


健診項目別、業種別有所見率 (H31データ)



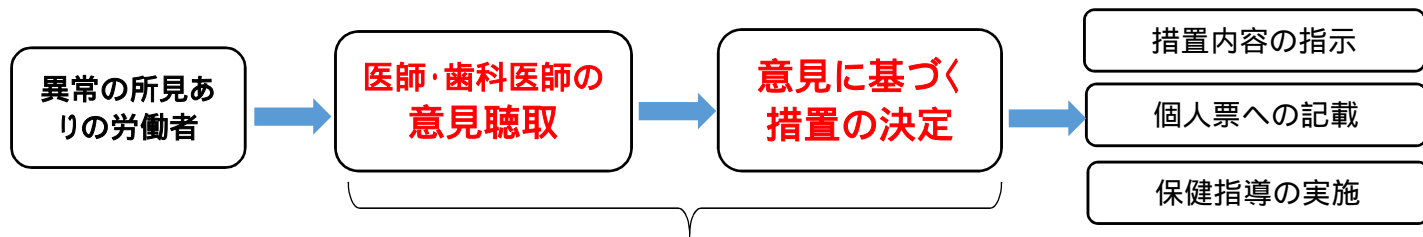
管内で有所見率の高い業種の「項目別有所見率」

どの業種も「血中脂質」が最も高く、次いで「血圧」・「肝機能」が高い



健康診断は、結果後の対応(事後措置)が必要です!!

異常の所見があると診断された者の健診後の流れ (労働安全衛生法第66条の4,第66条の5)



就業区分に係る意見を聴取し、就業上の措置を決定

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよい	
就業制限	勤務制限を加える必要のある	勤務負荷の軽減の為、労働時間の短縮、出張制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業・就業場所の変更、深夜業の減少、昼間勤務への転換等の措置
要休業	勤務を休む必要のある	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置

意見を聴く医師等

- 50人以上の事業場 → 産業医等
- 50人未満の事業場 → 地域産業保健センター等

ご利用の際は
東京東部地域産業保健センター
へご連絡を！ 03-3691-1320

意見聴取等、提供のサービス無料

(利用回数等の制限があります)

聴取した意見を個人票へ記録

健康診断個人票

健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名	産業医 ○○ ○○

労働者の正しい健康状態を確認するためにも、健診を適切に受診するよう指導してください。
(飲酒、禁煙、激しい運動の禁止、十分な睡眠、健診前の食事・飲食の制限、薬の投与)

医師や保健師による保健指導に実施に努める

《労働安全衛生法第66条の5》

《改善ポイント》

食生活の改善

(油・塩分控える、鉄分、カルシウムの摂取)

飲酒・喫煙習慣の改善

適正体重の把握・維持

運動の改善

会社としても、出来ること

- ・協会けんぽや健康組合等と連携
- ・朝礼、会議等で健康について触れる
- ・個人面談や健康セミナーの参加
- ・体力測定の実施(健診と合わせて)
- ・食堂委託会社と連携し、栄養改善
- ・体操やストレッチの導入

特に脳・心臓疾患に係る項目(血中脂質、血圧、尿中の糖、心電図)、毎年悪化している者等重点に!